

改正

昭和53年12月26日本部訓令第13号
昭和61年11月1日本部訓令第15号
昭和62年5月8日本部訓令第12号
昭和62年6月15日本部訓令第13号
平成2年11月1日本部訓令第15号
平成7年1月13日本部訓令第2号
平成11年3月16日本部訓令第6号
平成11年10月12日本部訓令第23号
平成12年4月25日本部訓令第13号
平成14年4月1日本部訓令第13号
平成14年4月1日本部訓令第14号
平成14年7月5日本部訓令第21号
平成14年11月6日本部訓令第32号
平成16年4月1日本部訓令第9号
平成18年7月26日本部訓令第22号
平成22年2月1日本部訓令第1号
平成22年6月4日本部訓令第8号
平成23年9月15日本部訓令第16号
平成24年7月27日本部訓令第20号
平成28年9月29日本部訓令第25号
平成30年6月29日本部訓令第15号
平成31年3月29日本部訓令第6号
令和元年5月29日本部訓令第2号
令和元年8月2日本部訓令第7号
令和4年2月1日本部訓令第2号

警察官の服制及び服装に関する規則施行細則の全部を改正する訓令を次のように定める。

警察官の服制に関する規則施行細則

警察官の服制及び服装に関する規則施行細則（昭和32年本部訓令第5号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、警察官の服制に関する規則（昭和31年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）、警察官等の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号）、交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官の服制（平成2年警察庁告示第1号。以下「交通機動隊員等の服制」という。）及び警備出動に従事する警察官等の服制（平成27年警察庁告示第2号。以下「警備出動等の服制」という。）に定めるもののほか、必要な細目的事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 常装 規則第4条第1項及び第2項に規定する服装をいう。
- (2) 準常装 常装のうち上衣を活動服に代えたものをいう（活動帽着用の場合も含む。）。

（制式等）

第3条 警察官の被服（音楽隊員の服装及び礼服を除く。）及び装備品のうち規則の別表に掲げるものの色、地質又は材質及び制式は、規則第2条に定めるもののほか、別表第1に定めるとおりとする。

（活動服等の着用）

第3条の2 警察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、活動服、活動帽及び制服用のネク

タイを着用することができる。ただし、別に指示したときは、この限りでない。

- (1) 宿日直勤務に従事するとき。
- (2) 留置業務に従事するとき。
- (3) 地域警察勤務に従事するとき。
- (4) 警察用車両に乗車し、警察用船舶に乗船し、又は警察用航空機に搭乗して勤務するとき。
- (5) 捜索に従事するとき。
- (6) 鑑識のための作業に従事するとき。
- (7) 交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事するとき。
- (8) 道路標識及び道路標示の設置又は管理に係る業務に従事するとき。
- (9) 治安警備実施又は雑踏警備実施に従事するとき。
- (10) 災害警備実施に従事するとき。
- (11) 前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事するとき。

(帯革の着装要領)

第4条 常装及び準常装の場合の帯革の着装要領は、ベルトバックルの前面に帯革尾錠が位置するようにワンタッチホルダーで留め、留め革(大)は拳銃入れと遊革の中間に、留め革(小)は警棒つりと手錠入れ及び拳銃つりひもと手錠入れの中間に、それぞれホックを外側にして本革とベルトを挟んで着装するものとする。

2 前項の場合において、拳銃入れ、警棒つり及び手錠入れの携帯位置及び方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 拳銃入れは、警察官等けん銃使用及び取扱い規範(昭和37年国家公安委員会規則第7号。以下「けん銃規範」という。)第12条に定めるところによる。
- (2) 警棒つりは、基本の姿勢で左手を垂直に垂れた際、警棒が左腕の後方に位置するところとする。
- (3) 手錠入れは、警棒つりの後方で手錠入れの左端が帯革留めに接するところとする。

(拳銃の着装要領)

第5条 拳銃の着装要領は、けん銃規範第11条及び第12条の定めるところによる。ただし、常装の場合は、拳銃入れを帯革に着装した上、上衣の貫通口から出すものとする。

(拳銃つりひもの着装)

第6条 けん銃規範第12条第1項の規定により拳銃(つり環のない小型拳銃を除く。)を着装する場合は、拳銃つりひもの一方のループを拳銃入れの後方の帯革に巻きつけた上、同ループになす環をくぐらせ、同なす環を拳銃つり環に結着し、別図第1の1に示すとおり着装するものとする。

(警棒の着装要領)

第7条 警察官等警棒等使用及び取扱い規範(平成13年国家公安委員会規則第14号)第9条の規定により警棒を着装する場合は、警棒つりひもを警棒つりの後方に、二重に揃えて帯革本帯の上から内側に挟んで着装するものとする。

(特殊警棒の着装)

第7条の2 交通取締用無線自動車(以下「交通パトカー」という。)及び交通取締用自動二輪車(以下「白バイ」という。)に乗車するときは、警棒に代えて特殊警棒を着装することができる。

2 前項の場合において、特殊警棒を着装する場合は、同警棒入れに収納し帯革本帯に着けて警棒つりの位置に着装しなければならない。

(手袋の使用)

第8条 規則第4条第3項の規定により白色無地の手袋を着用する場合は、次のとおりとする。

- (1) 儀礼的なとき。
- (2) 交通指導・取締りに従事するとき。
- (3) その他必要があるとき。

2 防寒のため手袋を着用する場合は、不体裁にわたることがない限り適宜の色のものを使用することができる。

(靴の着用)

第9条 制服又は活動服の場合に着用する靴は、短靴とする。ただし、雨雪の場合又は警備実施、その他所属長が必要と認めたときは、規則に定める色の適宜の靴とすることができる。

(たまの携帯)

第10条 けん銃規範第12条第1項の規定により拳銃を着装する場合のたまの携帯方法は、けん銃規範第13条に定めるところによるものとする。

(警察手帳の携帯)

第11条 警察手帳の携帯及び携帯要領については、警察手帳規則（昭和29年国家公安委員会規則第4号）及び警察手帳規則施行細則（昭和32年本部訓令第6号）に定めるところによる。

(警笛の携帯)

第12条 常装及び準常装の場合の警笛の携帯方法は、別図第1の2の1に示すところにより警笛ひもを付け右胸ポケットに収納するものとする。ただし、警笛を警笛つりひもに付ける場合は、別図第1の2の2に示すところにより次の表に掲げる収納箇所、それぞれ収納するものとする。

区分	制服等	収納箇所
男性・女性警察官共通	合、冬制服各上衣	右胸ポケット（男性警察官） 右腰ポケット（女性警察官）
	活動服	右胸ポケット
	制服用ワイシャツ	右胸ポケット
女性警察官	ベスト	右腰ポケット
	スカート	右脇ポケット
	ズボン	右脇ポケット

(手錠の携帯)

第13条 常装又は準常装の場合の手錠の携帯方法は、手錠入れに収納するものとする。ただし、女性警察官は肩掛かばんに、収納することができるものとする。

2 私服勤務の場合は、適宜の方法によりこれを携帯するものとする。ただし、所属長は、必要がないと認めるときは携帯させないことができる。

3 手錠の鍵は、別図第1の2の1に示すところにより警笛ひもに付けるものとする。

なお、私服勤務の場合で、手錠の使用が予測される業務に従事するときは、適宜の方法により携行するものとする。

第14条 削除

(肩掛かばんの着装)

第15条 女性警察官は、次の各号の一に該当する場合は、肩掛けかばんを着装することができるものとする。

- (1) 部隊で行動するとき。
- (2) 儀式に出席するとき。
- (3) その他所属長が必要と認めるとき。

2 肩掛かばんの携帯方法は、ベルトを左肩章の下に通しふたを外にして下縁の外側が垂直に垂れた左手の掌のおおむね中央部の位置とし、左手でベルトを握るものとする。

第16条 削除

第17条 削除

(服装の一部省略)

第18条 交番その他の派出所及び駐在所その他公衆の面前において勤務する場合を除き、室内で勤務するとき及び本部長が定めるヘルメットを着用するときは、制帽、活動帽及び略帽を着用しないことができる。

2 けん銃規範第11条第1項ただし書きの規定により、拳銃を携帯しなくてもよい場合にあっては、拳銃を着装しないものとする。この場合は、帯革本帯から拳銃入れ及び拳銃つりひもを取りはずすものとする。

3 次の各号の一に該当する場合は、帯革又は警棒を着装しないものとする。

- (1) 室内で勤務するとき。
- (2) 会議又は事務打合せに出席するとき。
- (3) 儀式に出席するとき。
- (4) 音楽隊員が演奏に従事するとき。

- (5) 看守勤務の警察官が留置施設等において勤務するとき。
 - (6) 災害応急対策のための作業に従事するとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、帯革又は手錠を着装する必要がないと所属長が認めたとき。
- 4 警察官は、次の各号の一に該当する場合は、識別章を着装しないことができる。
- (1) 名札を着用しているとき。
 - (2) 留置業務に従事するとき。
 - (3) 治安警備実施に従事するとき。
- 5 警察官は、識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合には、当該番号標の裏面を表示することができる。
- (ベルト)

第19条 制服又は活動服を着用する場合は、男性警察官は規則別表の1及び女性警察官は規則別表の2に定めるベルトを着装するものとする。

第20条 削除
(街頭ベストの着装)

第21条 警察官は、交通整理、交通取締り及び交通事故事件捜査等の街頭活動に従事するときは、街頭ベストを着装するものとする。
(交通警察官の服装)

第22条 県本部交通部内(次条に規定する者を除く。)及び署交通課に配置されている警察官(以下「交通警察官」という。)は、次の各号に定めるところにより当該装備品等を着装するものとする。ただし、所属長が必要と認めた場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 交通腕章を左腕に装着する。
 - (2) 制帽を着用する場合は、交通日おおい及び白あごひもを付ける。ただし、女性警察官にあつてはこの限りでない。
 - (3) 警笛には、警笛つりひもをつけ右肩章の下を通して装着し、使用しないときの収納は、第12条の規定を準用する。
 - (4) 交通帯革を着装する。
- 2 交通警察官は、交通半長靴を着用することができる。

(交通機動隊員等の服装)

第23条 交通機動隊及び高速道路交通警察隊の交通パトカー並びに白バイ及び署の白バイによる警察活動に従事する警察官(以下「交通機動隊員等」という。)の服装は、交通機動隊員等の服制第1条第1項各号及び第2項の規定による。

- 2 交通乗車服の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 冬服
 - (2) 冬服(防寒機能付き)
 - (3) 合服
 - (4) 夏服
- 3 交通機動隊員等の服制第1条第3項の規定により、白バイによる警察活動に従事する警察官(以下「白バイ乗務員」という。)は、制服用ワイシャツ及び制服用ネクタイを着用しないものとする。
- 4 交通機動隊員等は、必要があると認めるときは、次に掲げる被服を着用することができる。
- (1) 雨衣
 - (2) 乗車用手袋(夜間用乗車手袋については、第25条の規定による。)
 - (3) 防じん眼鏡
 - (4) 防じんマスク
- 5 交通乗車服着用時の階級章及び識別章の位置は、別図第2のとおりとする。

(交通乗車服の着用期間)

第23条の2 交通乗車服の着用期間は、別に指示する場合のほか、交通機動隊員等の服制第2条に規定するとおりとする。

(交通帯革の着装要領)

第24条 交通帯革の着装要領は、第4条の規定を準用する。ただし、交通乗車服を着用する場合は、交通乗車服の上衣の腰ベルトの上にバックルを正面にして留め革で留め、装着する。この場合にお

いて、拳銃入れ及び留め革は、原則として装着しないものとする。

(夜間用交通装具の着装)

第25条 警察官は、夜間の交通整理、交通取締り及び交通事故事件捜査等の街頭活動に従事する場合は、次の各号に掲げる夜間用交通装具を装着するものとする。

(1) 夜光交通腕章(交通機動隊員等を除く。)

(2) 夜光服

(3) 夜光脚絆

(4) 白バイ乗務員にあつては夜間用乗車手袋

(乗車用ヘルメットの着用)

第26条 警察官(交通機動隊員等を除く。)は次の各号の一に該当するときは、乗車用ヘルメットを着用するものとする。ただし、第2号に掲げる場合で職務の性質上支障があると所属長が認めるときは、この限りでない。

(1) 自動二輪車、原動機付自転車又は自転車に乗車するとき。

(2) 緊急自動車に指定された自動二輪車以外の車両に乗車するとき。

2 警察官は、次の各号の一に該当する場合は、制帽又は活動帽に代えて乗車用ヘルメットを着用することができる。

(1) 交通指導取締り及び交通事故現場において、事故事件捜査に従事するとき。

(2) 前項及び前号に引き続き勤務するとき。

(自動車運転免許試験員の服装)

第26条の2 自動車運転免許試験員の服装は、規則第2条に定めるもののほか別表第1のとおりとする。

2 自動車運転免許試験員が業務に従事する場合は、帯革、拳銃及び警棒は装着しないものとする。

(音楽隊員の服装)

第27条 音楽隊員が演奏に従事する場合の服装は、別表第2のとおりとする。

2 音楽隊員が演奏に従事する場合は、帯革、拳銃及び警棒は装着しないものとする。

(自動車警ら隊員章)

第27条の2 地域部自動車警ら隊員は、制服又は活動服を着用する際には、自動車警ら隊員章を制服上衣又は活動服の左襟に装着するものとする。

(機動隊員章)

第28条 警備部第一機動隊員、警備部第二機動隊員及び警備部第三機動隊員は、制服又は活動服を着用する際には、機動隊員章を制服上衣又は活動服の左襟に装着するものとする。

(空港警備隊員章等)

第28条の2 警備部成田国際空港警備隊員は、制服又は活動服を着用する際には、成田国際空港警備隊員章(以下「空港警備隊員章」という。)を制服上衣又は活動服の左襟に装着するほか、分掌に応じて成田国際空港警備隊総務室員章(以下「空港警備隊総務室員章」という。)、成田国際空港警備隊警備室員章(以下「空港警備隊警備室員章」という。)又は成田国際空港警備隊空港機動隊員章(以下「空港警備隊空港機動隊員章」という。)を制服上衣又は活動服の右襟に装着するものとする。

(交通機動隊等隊員章)

第29条 交通部交通機動隊員及び交通部高速道路交通警察隊員は、制服又は活動服を着用する際には、交通機動隊員章又は高速道路交通警察隊員章(以下「交通機動隊等隊員章」という。)を制服上衣又は活動服の左襟に装着するものとする。

2 交通部交通機動隊特命広域機動班員は、交通乗車服を着用する際には、交通機動隊員章を左襟に装着するものとする。

(交通乗車服記章)

第29条の2 交通機動隊員等は、交通乗車服を着用する際には、交通乗車服記章を別図第3に示す要領により、交通乗車服の左上腕部に装着するものとする。

(所属長章等)

第30条 本部長、部長、参事官、所属長、理事官及び幹部交番所長は、制服、活動服又は制服用ワイシャツを着用する際には、本部長章、部長章、所属長章又は幹部交番所長章(以下「所属長章等」

という。)を別図第1の21に示す要領により、制服、活動服又は制服用ワイシャツの右胸ポケットの上部に装着するものとする。

(課長代理章)

第30条の2 署に置く課長代理は、制服又は活動服を着用する際には、課長代理章を制服上衣又は活動服の左襟に装着するものとする。

(職務質問技能指導員記章)

第30条の3 千葉県警察技能指導官(職務質問技能指導官)、地域部長指定職務質問技能指導員及び所属長指定職務質問技能指導員は、制服又は活動服を着用する際には、千葉県警察技能指導官記章、地域部長指定職務質問技能指導員記章又は所属長指定職務質問技能指導員記章(以下「職務質問技能指導員記章」という。)を制服上衣又は活動服の右襟に装着するものとする。

(通信指令技能指導員記章)

第30条の4 千葉県警察技能指導官(通信指令技能指導官)及び地域部長指定通信指令技能指導員は、制服又は活動服を着用する際には、千葉県警察技能指導官記章又は地域部長指定通信指令技能指導員記章(以下「通信指令技能指導員記章」という。)を制服上衣又は活動服の右襟に装着するものとする。

(指導担当者記章)

第30条の5 署地域課に配置されている指導係長は、制服又は活動服を着用する際には、指導担当者記章を制服上衣又は活動服の左襟に装着するものとする。

(警備出動に従事する警察官の被服等)

第31条 警備出動に従事する警察官の被服等は、警備出動等の服制第1条及び第2条の規定による。

2 前項の被服等は、次の各号の一に該当し、かつ、所属長の指示があった場合にこれを着用し、又は装着するものとする。この場合において、帯革、拳銃及び警棒の装着については、別に指示するところによる。

(1) 災害の発生に際し作業に従事するとき。

(2) 多衆犯罪の警備に従事するとき。

(3) その他訓練、捜索等で必要があるとき。

3 出動服、略帽及びヘルメットの階級表示の位置は、別図第3の2のとおりとする。

(礼装)

第32条 警察官は、次の各号の一に該当する場合は、別表第3に定める礼装をするものとする。ただし、本部長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(1) 表彰式等公式の儀式に出席するとき。

(2) 外国の文武官を公式に訪問又は接受するとき。

(3) その他本部長が儀礼上必要があると認めるとき。

2 警察官は、前項の規定にかかわらず、制服に飾緒、礼肩章を着用し、又は常装に白手袋を着用して礼装に代えることができる。

3 第1項及び前項前段の場合にあつては、帯革、拳銃及び警棒を、前項後段の場合にあつては、拳銃及び警棒を装着しないものとする。ただし、本部長が必要と認められた場合は、この限りでない。

(礼服の着用期間)

第32条の2 冬礼服及び冬礼帽並びに夏礼服及び夏礼帽の着用期間は、別に指示するほか次のとおりとする。

冬礼服及び冬礼帽 11月1日から翌年4月30日まで

夏礼服及び夏礼帽 5月1日から10月31日まで

(私服の着用)

第33条 規則第8条に基づき、私服を着用できる者は、私服勤務員の範囲について(昭和38年例規(警)第20号)に定めるもののほか次の各号の一に該当する者とする。

(1) 所属長が特に私服の着用を命じた場合

(2) 傷病、その他特別の理由により所属長の許可を受けた場合

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、昭和52年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令にかかわらず現在使用中の男性警察官の特殊外とうについては、その使用期間満了までは、なお従前の例による。

附 則 (昭和53年12月26日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和53年12月26日から施行する。

附 則 (昭和61年11月1日本部訓令第15号)

この訓令は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則 (昭和62年5月8日本部訓令第12号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (昭和62年6月15日本部訓令第13号)

この訓令は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則 (平成2年11月1日本部訓令第15号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成2年11月1日から施行する。
- 2 第23条及び同条の規定に対応する別表第1の各項の規定は、それぞれこの訓令の施行の際、現に当該条及び当該別表の各項に掲げる被服及び装備品の支給を受けている交通機動隊員等及びこの訓令の施行の日後に当該条及び当該別表の各項に掲げる被服及び装備品の支給を受けた交通機動隊員等について適用し、これらの者以外の交通機動隊員等については、なお、従前の例による。

附 則 (平成7年1月13日本部訓令第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第26条の2及び同条の規定に対応する別表第1の各項の規定は、それぞれこの訓令の施行の際、現に当該条及び当該別表の各項に掲げる被服の貸与を受けている自動車運転免許試験員及びこの訓令の施行の日後に当該条及び当該別表の各項に掲げる被服の貸与を受けた自動車運転免許試験員について適用し、これらの者以外の自動車運転免許試験員については、なお、従前の例による。

附 則 (平成11年3月16日本部訓令第6号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第25条第3号の規定に対応する別表第1の項の規定は、この訓令の施行の際、現に当該条及び当該別表の項に掲げる夜光脚絆の貸与を受けている所属及びこの訓令の施行の日後に当該条及び当該別表の項に掲げる夜光脚絆の貸与を受けた所属について適用し、これらの所属以外の所属については、なお、従前の例による。

附 則 (平成11年10月12日本部訓令第23号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年4月25日本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年4月1日本部訓令第13号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年4月1日本部訓令第14号)

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月5日本部訓令第21号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年11月6日本部訓令第32号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日本部訓令第9号)

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月26日本部訓令第22号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月1日本部訓令第1号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年6月4日本部訓令第8号）
この訓令は、平成22年6月4日から施行する。

附 則（平成23年9月15日本部訓令第16号）
この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月27日本部訓令第20号）
この訓令は、平成24年8月1日から施行する。

附 則（平成28年9月29日本部訓令第25号）
この訓令は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成30年6月29日本部訓令第15号）
この訓令は、平成30年7月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日本部訓令第6号）
この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年5月29日本部訓令第2号）
この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年8月2日本部訓令第7号）
（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 第31条の規定は、この訓令の施行の際、現に警備出動等の服制に規定する出動服、略帽及びヘルメット（以下「出動服等」という。）の貸与を受けている警察官及びこの訓令の施行の日後に出動服等の貸与を受けた警察官について適用し、これらの者以外の警察官については、当分の間、なお従前の例による。

附 則（令和4年2月1日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

以下別表等省略